べっしひょうじゅんようしき だい じょうかんけい別紙標準様式 (第7条関係)

かい ぎ ろく 会 **議 録**

会議の名称	からかたししゃかいをくししんぎかい だい かい しょうがいをくしせんもんをんかかい 枚方市社会福祉審議会 第2回 障害福祉専門分科会
my ch	令和2年6月15日 (月) 「年前10時00分から 11時55分まで
開催場所	校方市役所 別館 4 階 第三、四委員会室
出常常著	空田会長、長尾職務代理、高橋委員、森本委員、村山委員、河野委員、 関委員、安古委員、佐田委員、和田委員、東委員、前田委員 関委員、安田委員、佐田委員、和田委員、東委員、前田委員 関係課:危機管理室、地域健康福祉室(母子・保健担当)
大 蓋 著	横笛委員 健康福祉総務課、教育支援推進室(児童生徒支援担当)
繁 祥 茗	1. 職務代理の事任について 2. 校方市障害者計画 (第 4 次) 及び枚方市障害福祉計画 (第 6 期)・ 校方市障害児福祉計画 (第 2 期) 策定太ケジュールについて 3. 校方市障害者計画 (第 3 次) 改訂版の令和完年度進捗 状況について 4. 校方市障害福祉計画 (第 5 期)・校方市障害児福祉計画 (第 1 期) の進捗 状況について 5. 校方市障害者計画 (第 4 次) 及び枚方市障害福祉計画 (第 6 期)・ 校方市障害者計画 (第 4 次) 及び枚方市障害福祉計画 (第 6 期)・ 校方市障害者計画 (第 2 期) 策定に深る アンケート 調査について 6. その他
提出された資料等の常	資料 2 - 1 枚方市障害者計画のや和元年度進捗状況一覧 被方市障害福祉計画(第5期)校方市障害児福祉計画 (第1期)成果目標の進捗状況について 資料 2 - 2 校方市障害福祉計画(第5期)校方市障害児福祉計画 (第1期)障害福祉計画(第5期)校方市障害児福祉計画 (第1期)障害福祉計画(第5期)校方市障害児福祉計画 (第1期)障害福祉計画(第5期)校方市障害児福祉計画 (第1期)障害福祉計画(第5期)校方市障害児福祉計画 (第1期)障害福祉計画(第5期)校方市障害児福祉計画 (第1期)障害福祉計画(第5期)校方市障害児福祉計画 (第1期)障害福祉計画(第18歳未満)(案) 資料 3 - 1 計画策定に係る市民アンケート(児童18歳未満)(案) 資料 3 - 2 計画策定に係る市民アンケート(同封資料 1)(案) 資料 3 - 4 - ① 計画策定に係る市民アンケート(同封資料 2)(案) 資料 3 - 4 - ② 計画策定に係る「市民アンケート(同封資料 2)(案) 資料 3 - 5 計画策定に係る「財産アンケート(常封資料 2)(案) 資料 3 - 6 計画策定に係る団体アンケート(案) 資料 3 - 6 計画策定に係る団体アンケート(案) 資料 3 - 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7 ・ 7

	ジュール 参考資料1 諮問書 参考資料2 校方市社会福祉審議会 障害福祉専門分科会委員名簿 参考資料3 傍聴に関する取扱要領(案) 参考資料4 校方市社会福祉審議会集例 参考資料5 校方市社会福祉審議会規則 追加資料 計画の位置づけ
決 定 事 項	 アンケート調査票 (案) について意見を求める。意見を踏まえ修正し、実施する。 次回は8月頃に開催する。
かいぎ こうかい ひこうかい べっ 会議の公開、非公開の別 はよ ひこうかい りゅう 及 び 非公開 の 理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	^{こうひょう} 公表
傍 聴 者 の 数	O K
所 管 部 署 (事 務 高)	けんこうをくしぶ ちいきけんこうをくししっ しょうがいをくしたんとう 健康福祉部 地域健康福祉室 (障害福祉担当)

審議客

(事務局)

定刻となりましたので、ただ学からや和2年度枚方市社会福祉審議会 第2回障害福祉専門 分科会を開催いたします。

それでは、分科会の開催に先立ちまして、健康福祉部長の山崎よりごあいさつ申し上げます。

「部長挨拶」

(事務局)

さて、本日は、校方市社会福祉審議会の中において、特に障害福祉に関する事項の調査審議を 行うために設置しております「障害福祉等門分科会」の2回首の開催となり、皆様方にお集まり いただいております。お忙しい中、ありがとうございます。皆さま方の熱心なご議論をよろしく お願いいたします。

今年度の第1回専門分科会につきましては書面協議にて実施させていただき、校芳市障害福祉計画 (第6期)・校芳市障害児計画 (第2期) の策定と並行して校芳市障害者計画 (第4次) の策定を行うことと、 三亩先生に専門分科会の会長をお願いすることのごう遠をいただきました。そこで審議に入る前に三亩先生から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

(会長)

物めてのことですが、会長になりました。どうぞよろしくお願いします。審議では報告だけではなく、せっかくそれぞれの専門家が集まったのですから、議論ができればよいと考えています。それでは本日の審議に入りたいと思います。事務局よりご報告はございますか。

(事務局)

では、最初に本分科会の委員のご紹介をさせていただきます。

【委員紹介】

(事務局)

っぽん 続きまして、市の出席者の紹介をさせていただきます。

【関係課紹介】

(事務局)

検方では社会福祉審議会条例第7条第3項で、審議会の会議は委員の2分の1以上の出席をもって成立すると規定しております。委員定数13人のうち、出席者は12人であり、出席要件を満たしておりますので、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。

っっっ 続きまして、本日お配りしている資料について、ご確認をお願いします

【資料確認】

(事務局)

資料については以上でございますが、資料の過不足等ありましたら、事務局までお前し出行さい。

^{ヒセッ}┋ォネヘ 事務局からの報告は以上でございます。

(会長)

では、案件に入る前に、本審議会の公開・非公開について確認をしたいと思います。

「校芳市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、茶会議の公開・非公開の散り扱いについてお諮りしたいと思います。

枚方市社会福祉審議会案例第8条第1項では、「審議会の会議は公開とする」とされています。ただし、第1項第1号及び第2号に該当する場合は非公開とできるとしていますが、本旨の審議会の案件は、いずれにも該当しないことから公開とさせていただきます。また、会議の傍聴にあたっては、本日お配りされている「枚方市社会福祉審議会の傍聴に関する敬敬、要領(案)」のとおりとしたいと思います。

また、会議録の取り物いについてですが、現在、発言内容は全文に近い要約筆記とし、牧方市 ボームページ等で公開しております。発言した者の表記につきましては、会長、委員、事務局と しております。委員の表記につきましては、市民からの要望もあり、氏名の特定はいたしません が、最初に発言された芳からA委員、B委員というように委員の箭にデルラデベット表記をつけ ております。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が 会議録に3回出てくることとなります。今後も従来どおりの取り扱いとすることとしたいと **考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(会長)

ありがとうございます。では本審議会は公開とさせていただきます。会議録についても公開と し、発言者は委賞長、A委員、B委員といった表記で作成をお願いします。

本日の傍聴希望者がいる場合は、これを許可しますが、本日は、傍聴者はいますか。

(事務局)

いらっしゃいません。

(会長)

それでは、案件に移りたいと思います。

繁作 1 といたしまして「職務代理者の選出について」となっています。 校方市社会福祉審議会 条例第10 条 4 項に、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、会長があらかじめ職務を代理する委員を指名できることになっております。

私がこの会議に出席できない場合の代理として、長尾委員を職務代理に指名したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし】

(会長)

異議なしという事でございますので、長尾委員を職務代理に指名させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

(事務局)

それでは、長尾委員は、職務代理席へお移りください。

(会長)

それでは、長尾職務代理、ひとことご挨拶をお願い致します。

(職務代理)

普段は、自立支援協議会の仕事をしています。この会議では、差別解消法、バリアブリー法の 見直しついて話し合いたいと考えています。

(会長)

それでは、次の案件に移りたいと思います。

繁件2としまして、枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)策定スケジュールについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず初めに、参考資料1の諮問書をご覧下さい。令和2年5月25日付けで、枚方市社会福祉審議会に対し、伏見市長より、枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・

枚方市障害児福祉計画 (第2期) の策定について諮問をいたしましたので、諮問書を読み上げさせていただきます。

【諮問書読み上げ】

(会長)

今、事務局から説明がありましたように、令和2年5月25日付けで、枚方市社会福祉審議会に対し、市長より諮問がありました。

枚方市社会福祉審議会規則第2条第2項において、障害者基本法第36条第4項各号に掲げる事務については、障害福祉専門分科会の専任事項となっており、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画に関する調査審議もこれに該当します。本件については本専門分科会が調査審議を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、案件2について、引き続き事務局より説明をお願いします。

(事務局)

ここで健康福祉部長の山崎は、職務により退出させていただきます。

(影長)

審議をよろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、この時間分科会の位置づけですが、社会福祉法第7条。規定に基づく、市長の附属機関として検方市社会福祉審議会を、また同法第11条の規定に基づき、この障害福祉時間分科会を集物設置し、校方市社会福祉審議会規則第2条第2項の2において、この分科会での調査審議事項を規定しております。

つづきまして、答計画の概要についてご説明します。追加資料、計画の位置づけ・並びに計画期間 並びに、お手売の障害者計画(第3次)設訂版及び校方市障害福祉計画(第5期)・校方市障害児 福祉計画(第1期)の冊子をご参照ください。

まず、枚方たに管書者計画ですが、障害者基本法を視拠に、障害者にかかわるさまざまな施策を経済的、体系的に崇した計画であり、本市の投方市総合計画を上位計画とし、投方市障害福祉計画をはじめとした、関連する行政計画との整合性を図ることとしております。

現行の第3次計画は、平成24年度から平成33年度までの 10年間を期間として策定し、5年を経過した平成28年度に、社会状況や国の法体系の変化や、今後の法改正の内容やテンゲート調査に基づくニーズを満たすための施策の展開や重なる充実をはかり、中間負責しを行いました。策定の首的としては、障害者の自立と社会参加の促進をはかるために障害者基本法第11条第3項に規定する「市町科障害者計画」として策定するものです。計画の策定にあたっては、社会福祉審議会での審議、枚方市自立支援協議会からの意見聴散、障害者・児のニーズ把握のための調査及び団体とデリングの実施をし、党く市民からの意見聴敢。

概要ですが、第1章で、計画の策定にあたって背景及び趣旨、位置づけと計画期間、策定体制など。第2章で、校方市の現状 障害者・児の現状と今後の見込み。第3章で、基本理念と基本質標。第4章で、施策の基本的な方向と取り組み。第5章で、計画の推進体制及び進行管理です。

基本理念では、これまでの枚方市障害者計画の基本理念を継承し、「障害のある人が、障害のない人と同じように、地域の中で自立して生活できるようにします」「障害のある人が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、生き生きと活動できるようにします」の2つを掲げ、施策の基本管標として6項首それぞれについて取り組むべき内容をしめすとともに、基本方向と施策を記載しました。

次に、障害福祉計画は、障害者の自常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保と、同法に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することにより、障害福祉サービスの基盤整備に努め、障害者の自立と社会参加を実現することを首的としています。また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害児のサービス提供の計画的な構築を首的として策定するものです。

福祉計画については、障害福祉・サービス、稍談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保にかかる首標に関する事項や、各年度における指定障害福祉・サービス等の必要量の見込みや・サービス確保のための方策、地域生活支援事業の実施体制などについて崇した計画であり、障害児福祉計画は、障害児通所支援や障害児稚談支援の提供体制の確保にかかる首標に関する事項や、各年度における指定障害児通所支援等の必要量の見込みなどについて策定するもので、いずれも計画期間は3か年であり、国の基本方針並びに大阪府の基本的な考え方に基づき策定するものです。

それでは、障害者福祉計画第5期・障害児福祉計画第1期の概要です。計画期間は、平成30年から平成33年です。策定及び推進体制としては、社会福祉審議会及び障害福祉専門分科会での審議。ヤンケート実施。事業者に対する懇願会の実施。市民意見聴散。関係機関、事業者団体等との連携、です。第1章 計画の概要、第2章 校方市の現状、第3章 国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づく成果目標、第4章 サービス体系、第5章 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向、第6章 校方市障害福祉計画第5期及び障害児計画第1期の達成状況、です。

平成30年度から施行される改正障害者総合支援法において、新しいサービスとして自立生活援助、就分定着支援、居宅訪問型児童緊運支援が創設され、医療的ケラを要する障害児への支援強化も示されました。

サービスの整備状況としては、この間、放課後等ディサービス事業や就務継続支援A型事業の 急増が全国的にも課題となり、グループホームや短期大所については、ニーズが高いものの整備 が追い付いていない境状、平成28年からのいわゆる障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律が施行などの社会状況等の変化をも考慮して策定しました。概要については以上で す。

つぎに、計画策定についてのスケジュールですが、資料4をご覧ください。

この障害福祉専門分科会においては、6月15日本日 や和元年度実績とアンケート (繁) についての審議。7月 市民尚けのアンケート調査。8月 団体ピアリング。9月 障害福祉専門 分科会にて課題抽出と青子繁。10月 障害福祉専門分科会にて試案作成と、社会福祉審議会本審への報告。11月 障害福祉専門分科会にて素条作成。12月 市民意見聴取。1月 障害福祉事門 分科会にて繁作成。2月 社会福祉審議会にて繁を報告。3月 策定。以上が、策定支ゲジュール 繁でございます。

(会長)

ありがとうございました。本件について、ご意見・ご質問はございませんか。

和田委員、難しくはないですか。我々みんなにとっても計画の名前などがたくさん出てきて難しいので、わかりくいところがあれば、勇気を出して言ってください。では、事務局から何か発言があるようです。

(事務局)

障害者総合支援法第88条第1項第9号において、市町村障害福祉計画を定め、艾は変更しようとする場合においては、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないと規定されています。

地域の相談支援機関で構成しております、校方市自立支援協議会幹事会を、今後、障害者計画 (第4次) 及び障害福祉計画 (第6期)・障害児福祉計画 (第2期) の策定のウーキングチームと 位置付け、その意見も踏まえながら計画策定を進めていきたいと 考えておりますので、ご審議お 顧いいたします。

(会長)

ただいま、事務局から提案ありましたが、今後の具体的な計画づくりについては、ここで最終的に議論はしていただきますけれども、その前段階の素案づくりについて、自立支援協議会幹事会の方にウーキングチームとしてお願いするということでお認めいただいてよろしいでしょうか。

(A委員)

資料4について、今後、この分科会は、9 質、10 質、11 質、1 質の開催を予定している、ということでよいでしょうか。

(事務局)

はい。

(B委員)

こういった資料はどっさり送って読んでおいてください、ということになりがちです。事前の説明や、内容のすり合わせがあったほうがよいのではないでしょうか。当旨の説明ではわかりにくい委員もいるでしょう。

(事務局)

資料の配付方法を検討いたします。

(会長)

必要な人には事前に対応できればよい、ということですね。事務局が持ち帰るということでよろしいですか。

ただいまの報告について、また、それ以外でご意覚・ご質問はございませんか。他にご意覚・ ご質問がないようでしたら、炎の繁件に移りたいと思います。

繁作3としまして、校方市障害者計画(第3次)改訂版の令和元年度進捗状況について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、枚方市障害者計画(第3次)改訂版の令和元年度進捗状況について、 資料1 をご 覧いただけますでしょうか。

説前の輸に、49ページの表の見切れを訂正いたします。施策「オポーツ・レクリューション活動の推進」の「取り組み内容」の見切れている最後の文字は、「「渚市民体育館」 16人」です。

平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする障害者計画(第3次)については、計画の中間年度にあたる平成28年度に計画発電しを行い、平成30年3月に改訂版の策定を行っております。今回、令和完年度の進捗状況は改訂版の施策体系に基づきご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

計画の第4章「施策の基本的な方向と取り組み」において、其体的な施策、取り組み援び所管課を記載しておりますが、資料1の表、左から4列首までが、計画に記載している内容となっています。その若順がや和完年度の実績として、個々の施策の取り組み内容と首標達成度合となっています。

それでは、<mark>資料1</mark>の内容が大変多いため、◎・△などの評価のものを中心にご説明させていただきます。

1ページからは、「1. 市民啓発及び地域との交流の推進」。2ページには「職員研修の実施」などについての実績が記載されています。4ページの「情報発信」では、広報ひらかたや ボームページにおいて、障害や障害者に関する啓発活動及び取り組みの情報を広く発信したということで、首標を達成したとの評価になっております。

8ページからは、「2. 障害者が安心できるまちづくり」。公共施設の整備や、公共交通及び道路の改善などについての実績が記載されています。

11ページの「グループホームの拡充・改善」について、市補助金によるグループホームの開設に係る補助を5件特別

次に、13ページの「避難行動要支援者の把握」 技び17ページの「災害時における要配慮者の支援と福祉避難所の充実」についてですが、身体障害者手帳1・2 級や療育手帳A 技び精神障害者保健福祉手帳1 級の所持者などに、避難行動要支援者名簿に掲載するために同意を得られた対象者を掲載した名簿を更新し、関係課と連携して民生委員や自主防災組織など避難支援等関係者へ提供しました。加えて、災害時には避難支援等に必要な範囲において、名簿情報を提供することに同意していない対象者についても避難支援等に必要な範囲において、名簿情報を提供することに同意していない対象者についても避難支援等関係者へ提供し、災害時の安否確認、避難支援等に活用する取り組みを行っていますが、各校区において、個人情報の取り扱い等について課題が多く、前年度に引き続き、遅れがあるとの評価になっておりますが、障害福祉担当からも名簿掲載についての同意書を引き続き郵送し、要支援者名簿の更新に取り組んでいます。

19ページからは、「3. 障害児施策の充実」。21ページの「療育の充実」について、平成31年4 育より市立すぎの未園及び市立幼児療育園、両施設の機能を有する施設として、ひらかた子ども発達支援センターの運営を開始し、個別的な保育、療育の実施や医師の指示のもと個々の状況に応じたリハビリテーションを実施したということで、能祥に引き続き首標達成の評価となっています。

30ページからは、「4. 生涯を通じて安心できるサービスの確保と提供」。30ページの「日中

活動系サービス」について、障害者自ず活動系サービス新規利用者加算補助益事業は、障害者自ず活動の場としての受入れ促進を首的に平成24年度に創設した制度でございまして、これまでに生活介護13事業所、自立訓練3事業所、就労移行支援4事業所、就労総続支援15事業所に補助益を交行しており、事業首的は達成されたものとして、平成29年度末をもって事業を終うしため、首標達成度合を©にしております。なお、平成29年度までに交行決定した事業所に限り、令和元年度末をもって2年間の経過措置による交行も至て完了となりました。

35ページの「点字・音声・手話による情報提供」については、広報ひらかた、校方市議会報、保健センター便利帳など市政情報を点字・音声で提供し、市主福事業について、手話通訳者の設置を働きかけ、また、市のホームページについて、音声ガイドを設けるなど、ユニバー・ルデザインの充実を図ったとのことで自標を達成したとの評価となっています。

42ページからは、「5. 就労支援の充実と社会参加の促進」。43ページの「チャレンジ雇用 障害のある方への就労支援」について、平成31年4月に非常勤職員として採用した障害者3名について、支援を行いました。そのうち1名については、体調不良のため、退職となりました。他の2名については、民間を業への就職にむけ、や和2年度も引き続き活動することとなりました。また、や和2年2月に採用試験を実施し、や和2年4月に新たに3名を雇用しています。

43ページの「市職員への雇用」について、やいわがごれたをの市の障害者雇用率は市全体で 3.09 であり、 10 であり、10 であり、 10 であり、10 では、10 では、10 では、10 で

常覧ではございますが、資料1についての説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。本件について、ご覧見・ご質問はございませんか。今のトピックの説明以外も含めて、ご意見・ご質問はございませんか。

(A委員)

4点ほどあります。

1つは、3ページです。表現の話です。地域の障害者「授産施設」はもうないのではないでしょうか。「就労施設」などの表現になるのではないかと思いますので、確認をお願いします。

2つは、13ページです。 災害時の要支援名簿について、個人情報の何が問題で進捗が遅れているのでしょうか。

3つは、16ページです。災害情報カードの配布のところにヘルプカードとあります。手帳の寅新のときに配布するが、資保障害者手帳には寅新がないので新規のときにしか入ずできないと聞いています。提案ですが、荷かの繁色のときに同野してはどうでしょうか。

4つは、17ページです。耐震の問題です。乾藿度のラポールひらかたは改築されたのでしょうか。また、各福祉避難所は大丈美なのでしょうか。

(会長)

事務局は、順番でもよいので回答してください。

(事務局)

1つ首です。授産施設という表現についてはご指摘のとおりです。表現を変更します。

(危機管理室)

2つ 首です。個人情報の問題について、長くなりますが説明いたします。まず、支援が必要な人についてです。完後、国の考え芳は、主たる支援者が地域に住んでいる人であることを想定していました。よって、名簿を配る時点で、地域・校区によっては、センシティブな名簿を受け取ることを躊躇されることがあります。これが問題の1点首です。

2点首は、離が具体的に支援者になってデデュー手するのか、という体制づくりです。つまり、 後を揮う人が地域の中で進まない、という問題です。一岸のキデルは行政が崇しています。

(事務局)

3つ曽のヘルプカードについては、今後、告示の時にすべての人に配布するなどの工夫をしたいと*考えます。

4つ曽の耐震問題については、ラポールひらかたは問題ないと考えております。各福祉避難所についても大丈夫です。

(会長)

るくしひなんじょ 福祉避難所についてはすべてOKなのですか。

(事務局)

民間に委託している数件については確認いたします。

(会長)

避難名簿については、それでは永遠の課題になってしまうのではないでしょうか。どのように解決することを考えていますか。

(危機管理室)

危機管理室だけではできないことと考えています。名称が変わりましたが、地域健康福祉室と 運携して取り組むことを考えています。また、地域が主体になる、という前提に少し無理があったと考えています。たとえば、地域の事業所などを主体に含めるプロジェクトを考えています。

(会長)

たとえば、他自治体では、民生委員に精神障害などを知られたくない、などの問題があるようです。また、それを克服してうまくいっている事例もあります。

(B委員)

第一、 関係、 制度には学校などの耐震・避難が入っています。 それらも含めて 考えてほしいと思います。

(危機管理室)

|教育に関わる部分は削餐できません。すみません。学校などでは進めるようにしております。

(会長)

お待たせしました。どうぞ。

(C委員)

少しずれますが、ガイドへルパーの高齢化に存むもともと人材が不足しているという現状があります。それに加えこのたび新型 うらチウイルスの影響も重なり、より同行接護などの提供が難しくなっています。本菜は国の対策だとは思いますが、市としてはどうするのかをうかがいたいです。後継者を増やしていくという計画をいれることはできないのでしょうか。予定があってもガイドへルパーがおらず外出できないということが現実に起こっています。

(事務局)

障害福祉計画でサービスの体制確保もあげており、大きな課題であると認識しており、現状 課題として考えていきたいと思っています。

(C委員)

急に後継者は育ちません。いちおうまます。 一応様々な数字は出してもらっているんですが、現実的には見込みがたくさんあっても利用時間を使えない方もおり、市の方にも協力をお願いしたいです。

(事務局)

のちほど、福祉計画での移動支援の見込みなどを説明する予定です。 移動支援の人材確保についても、市の課題として取り上げていきたいと思います。

(B委員)

障害の人にかかわる人材の確保は今非常に大きな問題を抱えています。いろいろな側面があると思うが、その一つに制度の待遇の問題などもあります。市町村レベルでできることは何かを考えていかなくてはならず、例えば広報についても、障害のある人と色々な高面で関わることを、系統立ててやってほしいと思います。障害だけではなく、避難や就学、就労も関わってくるでしょう。また、障害のある人との関わりが薄くなっていると感じます。学校での研修をよく依頼されるのですが、子どもに対しての研修ですが、内容の打ち合わせをしても、何でもいいから話してください」という感じです。感じるのは障害のある人との関わりが薄い世代が働いたりして、なかなか中の組立ができないという現状があると思います。障害がある人とどうやって関わりの仕組みをつくるか、もう少し、系統立てて考えてほしいと思います。

(A委員)

新型 う 立 子 う イ ル えをめぐる 諸 問題についてです。 蔵 築 防止の 観 気 からガイド へ ル プ の 旨 薫を 利用者に 求める 事業所もあると 聞いています。 でも、 外 出 は 個 人 の 権利 でも あります。 うちの 事業所では、ガイド へ ル プ の 禁止はしていません。 今後、 そういったことを 事業所間に 伝えることを 進めていきたいと 思います。 う 立 子 の せいで 集まりをしにくくなっていますが、 今後 どのように 伝えていくか ぎっこていきたいと 思います。

(C委員)

誤解があったかもしれませんが、ヘルパーは派遣してもらっており、助かっています。

(会長)

誤解はしていないと思います。他の委員はいかがでしょうか。

(D委員)

避難所になる学校のバリテクリー化の進捗状況について聞きたいと思います。以前に説明の あったときには、あまり進んでいませんでしたが進捗状況を教えてください。

(事務局)

この場で具体的な数字は出せません。また確認し報告させていただきます。

(会長)

具体的にではなく、印象としてはどうでしょうか。

(事務局)

以前に報告したときは、約100の事例があったと報告したと記憶しています。 行政的な概念であるボリアブリー化であれば進んでいます。しかし、小中学校の体育館に支下やッチャーで入れるのか、といった具体的な事例の問い合わせであれば、これから確認します。一般的な範囲では進んでいる、と考えております。

(B委員)

おそらく、避難における特定の場所(体育館等)に入れるかなどの見方としているのでしょうか。

(事務局)

いえ、福祉のまちづくり条例の範囲では、進んでいるとが考えております。

(B委員)

一定の検証事業などが必要であると考えます。具体的に避難したときに円滑に使えるのかなど、どういった工夫が成されたか、改善されたかなど、こういった場でデしたり、できれば広報などで知らせてほしいと思います。

(D委員)

がっこう。といれ、ようしきか 学校のトイレの洋式化などはどうでしょうか。

(事務局)

資料1の8ページにありますように、学校のトイレ改造は一定進んでおります。

(会長)

おそらく、「首の標達成度合」の〇がひとつでは、蓮んでいない実態があるのでしょう。今後もそういった質問は出るでしょうから、その都度、茴蓉を準備しておくようにしてください。 委員の皆様もわからないところがあったら、いつでも意見を出してください。

(E委員)

といれていましていません。 トイレの整備の「目標達成度合」は、○ではなく△と感じます。

(会長)

もくひょうたっぱいと 目標達成度の評価について、意見が出ました。

(事務局)

ご意見としてうかがい、いったん持ち帰って検討いたします。

(会長)

この資料はこれでよいでしょうが、おそらく質問はまた今後も出てくるでしょうから、事務局は回答を準備しておいてください。では、時間が超過しているので、炎の繁件に移りたいと思います。

ただいまの報告について、また、それ以外でご意見・ご質問はございませんか。(他に) ご意見・ ご質問がないようでしたら、次の案件に移りたいと思います。

(事務局)

それでは、「校方市障害福祉計画(第5期)・校方市障害児福祉計画(第1期)の成果管標の進捗 ・状況について」、説明させていただきます。

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画においては、令和2年度を首標年度として、障害福祉・サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る首標として成果首標を設定するとともに、成果首標を達成するため、令和完年度から令和2年度までの各年度における障害福祉・サービス等の種類ごとの必要な量として活動指標を設定しています。

本計画は、この障害福祉専門分科会において、計画案をご審議いただき、平成30年3月に策定したものです。

お手売の資料2-1が成果首標、資料2-2が活動指標の表となっており、これらの「成果 首標」と「活動指標」については、国の指針では少なくとも祥1回、進捗状況の分析・評価を 行うこととされています。本市でも障害福祉等前分科会において計画の進行管理を行うことと していますので、本日、令和元年度の実績、進捗、税2についてご報告いたします。

資料2-1をご覧ください。

最初の障害福祉計画(第5期)と上に書かれているこの表は、障害福祉計画の冊子、9ページに記載している、第3章「国の基本指針」及び「光旋府の基本的な考え芳」に基づく成果首標」の答項首を表にしたものです。

障害福祉計画を策定するにあたりましては、国が宗される「基本指針」、それから大阪府が出された「基本的な考え芳」に沿って策定することとされていましたので、成果首標の項首や首標数値の設定については、国の指針、大阪府の考え芳に基づいた内容としています。

上から順に説明いたします。

「施設入所者の地域生活への移行」として「(1) 施設入所者の地域移行者数」ですが、平成28年度末時点の施設入所者193人の9 でどび上の18人を、令和2年度末までに地域移行することと設定しています。平成29年度の地域移行者数は5人、平成30年度は7人、令和元年度は4人で、合わせて16人となっています。現時点で9割近くを達成しており、令和2年度末までには達成する 割込みです。

また、「(2) 施設入所者の削減数」としては、平成28年度末時点における施設入所者193人から2 常、以上削減することとして、令和2年度末までに4人を削減の首標数として設定します。平成29年度、30年度の入所者数は18人、遠所者は25人で、令和完年度の入所者数は8人、遠所者

は14人で、や和元年度末時点においては、13人の削減となり、施設入所者数は180人です。今後の入退所者数によっては変動がありますが、現時点では、計画の旨標値は達成している状況です。

でに「(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」につきましては、国の指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関連して、「市町科ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を令和2年度末までに設置することとされていました。本市におきましては、人院中の精神障害者の地域移行の取り組みを行っている自立支援協議会精神障害者地域生活支援部会がすでに同様の取り組みとして活動していたことから、当該部会をこの協議の場として位置づけ、活動内容の充実を図っていくこととしています。

協議の場の関係機関としては、大阪精神医療センター、関西記念病院等の市内4病院、障害福祉サービス事業所が5事業所、介護保険の2事業所が構成員となっています。これらの関係機関が集まり、令和元年度は、会議や研修等を計7回開催しました。令和元年度末時点で16名の方に訪問面接による継続支援をしている状況で、令和元年度は新たに9名の方の支援について検討を行っています。

続きまして「(4) 地域生活支援拠点の整備」につきましては、自立支援協議会幹事会において、 検討を行っているところですが、首標の令和2年度記までの整備は困難な状況であり、次期 計画への引継ぎについても検討が必要かと思われます。

※の(5)から(9)は「福祉施設から一般就第へ高けての取り組み」としての項首で、まず、「(5)福祉施設から一般就第への移行」としましては、平成28年度の1.3倍以上になることを府域の首標として設定し、この首標数値を帯町科策に接券し、令和2年度、本市においては66人を首標として設定しています。令和元年度においての数値は、大阪府の調査において府内答事業所の回答をとりまとめている最中のため、空欄となっています。参考までに平成30年度実績については、ハローガークや障害者就業・生活支援センターと連携して開催した主ル・ヴェスタの開催や福祉施設の職員を対象とした研修会の開催などにより、福祉施設から一般就第した障害者は49人となっています。

次に「(6) 就労務行支援事業の利用者数」としましては、令和2年度素における利用者数を140人という旨標数値を設定しています。令和元年度素の利用者数は153人で、現時点では旨標数値を達成できている状態です。

次に「(7) 就多移行支援事業所ごとの就多移行率の増加」として、令和2年度素における就労移行率が、3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを旨標として設定しています。数値については現在調査中で空欄となっております、単し訳ございません。参考に能年の数値については、7事業所で、就多定着支援ウニキングや、研修会や企業見学などを行い、3割以上の事業所が1か所あり、割合は1.4割となっていました。

次に襲歯の「(8) 就労定着支援事業による1年後の職場定着率」として、支援を開始した時点から、1年後の職場定着率が80%以上となることを自標としています。「就労定着支援」事業は、法改正による令和完年度からの新サービスで、一般就労に移行した人に対して、勤務先や自宅への訪問などにより就労継続できるよう支援を行うものです。このサービスの指定を受けた事業所は現在5か所ですが、サービスを開始した時期が一番草い事業所でも、平成30年9月からであることから、支援開始から1年が経過していないため、現在、報告できる数値がありません。なお、現時点までの支給決定者数は59名です。

っぽ 次に「(9) 就労継続支援 (B型) 事業所における平均工賃額」 としましては、令和2年度の目標 額として、14,300円としています。この資質は、大阪府独首の成果質標として設定をするもので、 見込み芳としては、個々の就労継続支援B塑事業所において設定された質標呈貨の平均額14,282 首を踏まえて設定したものです。

令和完年度の工賃額については、記載できておりませんが、これは答事業所に対する調査がこれからのため、現時点では数値がまだ集計できない状況のためです。参考に平成30年度の金額については12,329円となっていました。

たださまして、「障害児福祉計画」に係る成果目標の実績についてです。こちらは計画冊子では 12ページに掲載しているものです。

「董灣的な地域支援体制の構築」として、「(1) 児童発達支援センターの設置」、「(2) 保育所等訪問支援の充実」の項首があります。これは国の指針等ではや和2年度末までに少なくとも1か所以上児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっているものです。本市におきましては、既に児童発達支援センターが設置されており、保育所等訪問支援も実施されていることから、首標は達成したものとなります。

※に「(3) 堂に覧症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」につきましては、児童発達支援事業所 7 か所、放課後等デイサービス事業所 9 か所としております。これは、犬阪府全体の旨標値や、本市における事業所の設置状況として、当時、児童発達支援が 5 か所、放課後等デイサービスが 7 か所であったことを踏まえて、増加することを貨標として設定をしているものです。

現在の事業所数については、児童発達支援4か所、放課後等デイサービス7か所となっております。1か所の減少については市立児童発達支援を少多一の合築によるものです。

また、連絡会議には、医療的ケア児等ニーディネーターも含んでおり、このニーディネーターについては、障害児福祉計画の活動指標として、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するニーディネーターを1名、配置するとして見込んでいたものです。

医療的ケア児等ニニディネニターの配置については、松光市における基幹箱談支援センタニであり、医療的ケアを必要とする障害児・者の支援活動に莨萃取り組んできた事業所に対して委託契約を行い1名の配置を実施しております。

続きまして<mark>資料 2-2</mark> については発ほどにも説明をいたしましたが、福祉計画につきましては 総合支援法第87条第 1 項の規定に基づき、障害福祉・サービス等の提供体制及び自立支援給付等 の円滑な実施を確保することを首的として作成されるものでして、各年度における指定障害福祉・サービス、指定地域和談支援または指定計画和談支援等の種類ごとの必要量の負込みを定めることとされているものです。

なお、本日は時間の関係も有りますので、 資料 2-2 につきましては見込み。量と実績において 顕著な差があるものについて $2\cdot 3$ の説明とさせていただきます。それでは資料 2-2 の 1 ページ の短期入前、2~一ジの其間生活援助については、見込み量の伸び幅に対し実績の伸びがみられず、市独自の補助釜により、グループホームについては一定の新規開設は見られますが、特に電症者に対応できる事業所の整備が望む声が多く聞かれるところです。

4ページにございます移動支援については見込み。量は増加を見込んでいるところ利用実績については減少傾向にあり、次期計画においては今後の見込み。量の見道しなども検討を要するかもしれません。

対照的に、自ず中一時支援事業については平成28年の報酬体系の見直し後見込み量の伸び幅をはるかに超える利用実績の伸びを見せており、移動支援事業についても利用要件や報酬体系の見直しなどによってはまだ潜在的な需要もあるかと思われます。

以上で障害福祉計画(第5期)、障害児計画(第1期)についての説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。本件について、ご意見・ご覧簡はございませんか。

(A委員)

| 資料 2-2| の 5 ページ、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援について、それぞれに実績 0 、 見込みは 1 になっているのはなぜでしょうか。

(事務局)

能能力を ・ では、 ・ では、 ・ でもなった。 ・ でもな。 ・

(会長)

他にありますか。

(F委員)

[資料2-2]の3ページ、成年後見制度利用支援事業の実績が1になっています。障害福祉計画(第5期)を見ても非常に利用者が少ないと感じます。そんなに需要の少ないものなのでしょうか。

(事務局)

成年後見制度利用支援事業は、西親等以内の親族で成年後覚を育し立てる者がいない芳について、市長が成り代わって成年後見の審判を仰ぐものですが、特に障害者の場合、高齢者に比べてご年齢が若い芳が比較的梦く、成年後見の利用の相談もありますがそういった場合は身内の芳が申し立てされる場合が梦く、当初の見込みより利用が少なくなっています。今後、市では成年後覚の利用支援については利用促進計画の策定を予定しています。その中で障害、また高齢の芳の後見制度の利用についてどう位置づけるかを検討する予定としています。 境状としては見込みより少なくなっています。

(会長)

権利擁護について、どこが中心に置るのかは私も知りたいところです。ニーズはあると思います。これは意見として述べただけです。

(G委員)

資料2-2の2ページ、就労継続支援A型の利用が思ったほど増えておらず、一方でB型の利用が増えています。背景に就労のしづらさなどの課題があるのかなどを知りたいです。

(事務局)

一時、松芳市内でもA型の設置数が増え、それに「伴い利用者が増えた時期がありました。その 備びの延長上で利用「量を見込みましたが、それ以後設置が増えていません。B型が物い理由としては、就一分の見込みがないのが理由の人もおられます。また、A型また就労移行を経て、就一分に繋がらなかった方も一部おられ、再度B型に美って、訓練を積む人がいるのも現状です。

(会長)

そろそろ時間ですが、ご意見はありますか。

(B委員)

成果目標のところで5点あります。

1つ曽は、資料2-1の1ページ、(1)の地域移行の成果曽標18人について、16人の実績がありました。この16人について、集体的にどこが受け入れたのかを例示してほしいです。

2つ首は、地域生活支援拠点の整備の議論の中で、施策について具体的に受け入れ側をどうするのかといったことを検討を深めてほしいと思います。

3つ曽は、資料2-1の2ページ、(4)の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場についてです。医療的ケア児の連絡会議で出た意見ですが、訪問者護連絡会から豊中市では訪問者護事業所による学校への巡回支援を行っており、それにより人材の育成も行ってるとのことです。こういった医療的ケア児に対する市独自の取り組みを少し議論していただきたいです。西旨本新聞には、福岡県が訪問者護派遣に対して比較的長時間の補助を県単位でつくったり、外出時や通学時に訪問者護師の付き添いを認めることを県独自に行うという記事が載っていました。市でも議論していただきたいです。

4つ自は、資料2-2 の見込量と実績とのずれについてです。一時、民間事業の参入が多かったので、このような結果になっているのでしょうか。実態をみてほしいと思います。

これらは意見なので回答はいりません。

(会長)

ただいまの報告について、また、それ以外でご意見・ご質問はございませんか。(他に) ご意見・ ご質問がないようでしたら、次の案件に移りたいと思います。

繁件5としまして、枚方市障害者計画(第4次)及び枚方市障害福祉計画(第6期)・枚方市障害児福祉計画(第2期)策定に係るアンケート調査について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

| は、アンケート調査の概要です。「3 (2) 調査対象」を示しています。 | 資料3-1

②、資料 3-3 に、それぞれ18歳以上、18歳未満の調査票案を載せています。「4. 堂な調査項旨」として、懲数予防について聞くこと、また、差別体験については、最近 5 年間でたずねる、といったことを今間追加しています。資料 3-5 は、事業者アンケートです。300件を対象とします。資料 3-6 は、団体アンケートです。 うポールひらかたに登録している団体を対象とします。

(会長)

本件について、ご意見・ご質問はございませんか。資料は事前に送られていたと思います。

(G委員)

手帳を持たずにサービスを利用している人がけっこういます。 団体アンケートでそういった ニーズを把握するとの説明がありましたが、18歳未満では、特に発達障害児は診断書でサービス 利用している人が夢いと思います。そうなると、生活に密着したニーズの把握ができないのでは という懸念があるのですが、その割合はわかるでしょうか。

(事務局)

割合は今すぐにはわかりません。 団体には、発達障害支援団体や重症心身障害者団体、難病団体などにピアリングをする予定です。

(B委員)

デンゲートの回答について適切な支援をしていただきたいと思います。保護者がぱっぱっと調査業を書くのではなく、できるかぎり当人からビデリングしてほしいです。

(会長)

をようさないよう ほんじつ けってい 調査内容は本日に決定するわけではないですよね。

(事務局)

できれば、1週間くらいでご意見をお願いしたいです。

(A委員)

資料 3-2 の成人の調査票案の23ページ、間58の設間文の、「障害サービスの利用にあったって」という表記は誤植でしょうか。

(事務局)

はい。誤植です。

(会長)

委員の皆さんからいただいたご意見を反映して、アンケート調査票案の修正を、事務局の方でお願いします。

(事務局)

それでは、事務局の方で修正をさせていただきたいと思います。修正内容については、至前会長と事務局にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(会長)

修正内容については、私と事務局にご一任いただくということで、よろしくお願いします。 次に、案件6 その他としまして事務局より行かありますか。

(事務局)

ままうきひょうかん こいけん 1しゅうかんいない ねが 調査票案へのご意見は1週間以内にお願いします。

また、このアンケートと並行して、障害者関係団体に自由記述形式の団体アンケートを実施し、特定では対抗を対して、管害者関係団体に自由記述形式の団体アンケートを実施し、発達障害児・者、難病患者等が多く所属している団体を中心に、ビアリングも実施していく予定としています。

次回の障害福祉等的分科会では、これらの結果を一定集計し、課題を抽出、計画改訂版の骨子も一定お売ししたいと考えております。骨子等につきましては、ウーキングチームとして位置づけている自立支援協議会幹事会での議論も行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回開催は、8月頃の開催を予定しております。委員の皆様には敬めてご案内をお送りいたしますのでよろしくお願い致します。

(会長)

次回開催は8月ですね。ますます暑くなりますが、皆様よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。(他に) ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の繁件については 終了いたします。

それではこれをもちまして、枚方市社会福祉審議会第2回障害福祉専門分科会を閉会いたします。おつかれさまでした。

閉会:午前11 時55分